

○海部地区急病診療所組合管理者の職務代理者に関する規則

(平成13年2月23日)
規則第3号

改正 平成19年10月1日 規則第8号
平成21年9月7日 規則第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定により管理者の職務を代理する副管理者の順序は、管理者が別に定める。

第2条 法第152条第2項の規定による管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

第3条 法第152条第3項の規定による管理者の職務を代理する上席の職員は、海部地区急病診療所組合職員の職の設置に関する規則（平成13年海部地区休日診療所組合規則第2号）第2条に定める職員の順序とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月7日規則第4号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。